

令和6年度 第6回中央区協議会
(代表会)
会議資料①

【地域分科会からの報告事項（付託事項）】

- (1) 諮問事項案件について（2件）
- (2) 協議事項案件について（2件）
- (3) パブリック・コメント（パブコメ）案件について（12件）
- (4) 報告事項案件について（1件）

令和7年2月7日開催
中央区協議会
(代表会)

(西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和 7 年 2 月)

件名	浜松市舞阪水産物荷捌き所の譲渡について	開催月	令和 6 年 11 月
内容	○背景 ・浜松市舞阪水産物荷捌き所は、平成 5 年 4 月 1 日供用を開始した。 ・当施設は、現在、施設の維持管理（新設、増設、改修、移設等）をすることを条件とし、本市が使用許可を出し、浜名漁業協同組合が使用している。 ・令和 6 年 3 月 31 日をもって国庫補助金処分制限期間が終了したため、浜名漁業協同組合へ移管できる状態となった。 ・譲渡について協議を重ね、不動産鑑定士の鑑定等による価格で有償譲渡することにつき浜名漁業協同組合から同意を得た。 ○内容 浜松市舞阪水産物荷捌き所を次のとおり譲渡することについて諮問するもの。 1 譲渡先 浜名漁業協同組合 2 譲渡時期 令和 7 年 4 月 1 日 3 譲渡後の方向性 これまでも浜名漁業協同組合が管理・運営を行っており、今後も変わらず管理・運営を行っていく。 4 その他 譲渡に伴い浜松市舞阪水産物荷さばき所条例廃止。 ○答申結果 諮問内容について適切であると認める。		
所管課	農業水産課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答（要旨）	
	①有償譲渡の金額はいくらか。	①995,885 円を予定。	
	②土地の所有者は誰か。	②静岡県。	
	③荷捌き所の建物の状況について教えてほしい。	③軽微な経年劣化は確認されているが、浜名漁協が修繕を行っている。	
	④譲渡後、浜名漁協は、建替えや大規模改修を予定しているのか。	④改修や建替え等の予定は把握していない。	

【令和6年11月6日開催】
中央区協議会(西地域分科会)資料

第9号様式

区 協 議 会

区 分	■諮問事項 □協議事項 □報告事項				
件 名	浜松市舞阪水産物荷捌き所の譲渡について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 ・浜名漁業協同組合の荷捌き所建設要望により、平成3年10月22日、浜名漁業協同組合の事業主体による建設計画について平成4年・5年度の2ヶ年計画で水産庁と協議を開始したが、平成3年12月20日、水産庁より補助率の良い旧舞阪町主体の新たな事業を提案され、平成3年12月25日、検討の結果、旧舞阪町が事業主体となった。 ・平成4年8月15日工事着手、平成5年3月15日竣工、平成5年4月1日供用開始、浜名漁業協同組合と旧舞阪町で舞阪町水産物荷捌所維持管理運営業務委託契約を締結。その後、浜松市との合併により平成18年4月1日より業務委託管理から行政財産の使用許可へ変更し現在に至っている。(許可条件として浜名漁業協同組合が施設の維持管理(新設、増設、改修、移設等)をすることとしている。) ○経緯 ・当初、建設は旧舞阪町で実施し、その後、早い段階で浜名漁業協同組合へ移管することを想定していたが、水産庁より移管は国庫補助金処分制限期間が終了しない限りできないと回答を受け、移管ができない状態が続いていた。 ・県内では行政機関が荷捌き所を所有している事例はない。 ・令和4年度より譲渡について浜名漁業協同組合と協議を重ね、不動産鑑定士の鑑定等による価格で有償譲渡での同意を得る予定(9月下旬) ・令和6年3月31日をもって国庫補助金処分制限期間が終了。				
対象の区協議会	中央区協議会(西地域分科会)				
内 容	1 譲渡先 浜名漁業協同組合 2 譲渡時期 令和7年4月1日 3 譲渡後の方向性 これまでも浜名漁業協同組合が管理・運営を行っており、今後も変わらず管理・運営を行っていく。 4 その他 譲渡に伴い浜松市舞阪水産物荷さばき所条例廃止。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和6年11月				
担当課	農業水産課	担当者	高柳 庄一郎	電話	592-8816

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市舞阪水産物荷さばき所の取扱について

1 内容 浜名漁業協同組合へ有償譲渡する。

(1) 施設概要

- ・所在地 浜松市中央区舞阪町舞阪 2119 番地の 38 (※県有地)
占有面積 3, 353. 45 m²
- ・構造 鉄骨平屋建
- ・規模 2 棟 合計 延床面積 1, 844. 60 m² (建築面積 1, 990. 00 m²)
 - ・シラス棟 延床面積 649. 50 m² (建築面積 728. 12 m²)
 - ・鮮魚棟 延床面積 1, 195. 10 m² (建築面積 1, 261. 88 m²)
- ・建設費 総額 333, 000 千円
 - 国庫補助金 148, 135 千円
 - 県費補助金 59, 254 千円
 - その他 125, 611 千円

(旧舞阪町 42, 361 千円/浜名漁協 83, 250 千円)

(2) 経緯

- ・平成3年10月 浜名漁協を事業主体で水産庁と調整
- ・平成3年12月 旧舞阪町が事業主体となる「美しい漁村づくりモデル事業」の実施について水産庁から提案あり ⇒ 実施決定
- ・平成4年8月 工事着手（竣工：平成5年3月15日）
- ・平成5年4月 供用開始（当初は浜名漁協と旧舞阪町で維持管理運営業務委託を締結）

(3) 理由

- ・建設から31年となる令和6年3月末をもって、建設時の国庫補助金に係る財産処分制限期間及び耐用年数が経過した。
- ・浜名漁協が使用し維持管理（修繕等を含む）しているとはいえ、所有者としての市が建物の倒壊等に起因する事故の責任を負う可能性がある。
- ・浜名漁協が使用しており、一般の用に供することに適さない施設である
- ・浜名漁協も従来通りの使用を希望している。



A 遠景



B 鮮魚棟



C シラス棟

(西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和 7 年 2 月)

件名	浜松市立和地幼稚園の閉園について	開催月	令和 6 年 12 月
内容	○背景 ・ 和地幼稚園（昭和 35 年創立）は、近年、園児が大幅に減少しており、今後も一定規模の集団の中で学び、成長し合う環境を確保していくことが難しい状況にある。 ・ 現在の和地幼稚園の園児数は、年少 1 人、年中 2 人、年長 2 人の計 5 人（令和 6 年 11 月時点）で、令和 6 年 2 月から「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、和地幼稚園の今後のあり方について在園児保護者・地元自治会役員などと協議を行ってきた。 ・ 協議の結果、在園児保護者及び地元自治会役員ともに「閉園はやむを得ない」との結論に至り、令和 6 年 9 月、地域住民に対して文書を回覧し、意向を確認した。 ・ 令和 6 年 10 月、和地幼稚園 PTA 及び和地地区自治会連合会の連名で、「浜松市立和地幼稚園の閉園に関する要望書」が提出された（要望内容は次のとおり）。 ・ 同じ中学校区の拠点園である伊佐見幼稚園において「預かり保育」を実施 ・ 今年度、和地幼稚園と伊佐見幼稚園の園児同士が交流する機会を設定 ・ 来年度、現在の和地幼稚園の職員を伊佐見幼稚園に配属するなど、職員配置について検討 ・ 通園距離が遠くなる和地幼稚園在園児の保護者に対する通園支援の検討 ・ 地域の意向を踏まえた園舎跡地の利活用の検討 ・ 現在の年少 1 人、年中 2 人の園児については、令和 7 年 4 月に他園（伊佐見幼稚園ほか）へ転園予定。 ○内容 和地幼稚園は園児募集を停止し、園児が不在となった時点で休園する。その後、条例改正を経て、閉園することについて諮問するもの。 ○答申結果 諮問内容について適切であると認める。		
所管課	幼保運営課		
質問	委員からの主な質問内容	担当課回答（要旨）	
・ 回答	①要望書における要望内容について対応できるものはあるのか。	①園児同士の交流は年度内に実施する。	

【令和6年12月4日開催】
中央区協議会(西地域分科会)資料

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☒ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	浜松市立和地幼稚園の閉園について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	背景・経緯などについては別紙のとおり				
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）				
内 容	和地幼稚園は、園児募集を停止し、園児が不在となった時点で休園する。その後、条例改正を経て、閉園することについて諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和7年1月				
担当課	幼保運営課	担当者	渡邊 仁	電話	457-2114

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市立和地幼稚園の閉園について

こども家庭部 幼保運営課

1 背景

和地幼稚園（昭和 35 年創立）は、近年、園児が大幅に減少しており、今後も一定規模の集団の中で学び、成長し合う環境を確保していくことが難しい状況にある。

2 経緯

- ・ 現在の和地幼稚園の園児数は、年少 1 人、年中 2 人、年長 2 人の計 5 人である（令和 6 年 11 月時点）。
- ・ 令和 5 年 6 月に「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を策定。令和 6 年 2 月から、方針に基づき、和地幼稚園の今後のあり方について、在園児保護者・地元自治会役員などと協議を行ってきた。
- ・ 協議の結果、在園児保護者及び地元自治会役員ともに「閉園はやむを得ない」との結論に至り、令和 6 年 9 月、地域住民に対して文書を回覧し、意向を確認。
- ・ 令和 6 年 10 月、和地幼稚園 PTA 及び和地地区自治会連合会の連名で、「浜松市立和地幼稚園の閉園に関する要望書」が提出された。

【要望内容】

- ・ 同じ中学校区の拠点園である伊佐見幼稚園において「預かり保育」を実施
- ・ 今年度、和地幼稚園と伊佐見幼稚園の園児同士が交流する機会を設定
- ・ 来年度、現在の和地幼稚園の職員を伊佐見幼稚園に配属するなど、職員配置について検討
- ・ 通園距離が遠くなる和地幼稚園在園児の保護者に対する通園支援の検討
- ・ 地域の意向を踏まえた園舎跡地の利活用の検討

- ・ 現在の年少 1 人、年中 2 人の園児については、令和 7 年 4 月に他園（伊佐見幼稚園ほか）へ転園予定。

3 湖東中学校区市立幼稚園の園児数の推移（各年 5 月 1 日時点）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
和地幼稚園	31	24	17	14	18	14	14	8	8	6
伊佐見幼稚園	41	37	31	27	30	31	25	13	13	15
古人見幼稚園	14	平成 28 年度から伊佐見幼稚園と統合								

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	令和6年度市民活動表彰に係る団体推薦について		開催月	令和6年10月
内容	○背景			
	・ 各地域で優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をPRするもの。			
	・ 原則として各地域（旧7区単位）から1団体を推薦する。			
	・ 各地域からの推薦団体のうち、1団体を市長賞、その他を区長賞とする。			
	○内容			
	・ 各地域からの推薦団体は、以下のとおり。			
	地域	団体名	活動内容	
	中	東部メニーフレンズ	夏の東部チャイルドフェスタ」、冬の「東部協働センターまつり」の企画、運営	
	東	マナビット蒲	蒲協働センター子ども講座や中学生リーダーカレッジの企画、運営	
	西	らびりんすゆうとう	稲から広がる4つの体験イベント「竹の子ほり」「田植え」「稲刈り」「すこコン祭」の企画、運営	
	南	ふれあいサマーフェスタ in 可美実行委員会	ふれあいサマーフェスタ in 可美の企画、運営	
所管課	中央区区振興課、東行政センター、西行政センター、南行政センター			
備考	各地域からの推薦団体について地域分科会において承認され、中には推薦団体の関係者である地域分科会委員から、事業内容について紹介があった。			

(中地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	三組町倉庫新築整備工事について	開催月	令和6年11月
内容	○目的 - 三組駐車場及び測候所跡地一帯の市有地において、広域防災倉庫と庁舎用保管庫を兼用した倉庫を新築することにより、課題となっている災害備蓄品の保管場所を確保する。この倉庫により概ね半径 4km 以内にある避難所の防災倉庫備蓄品を補完することを想定している。 ○内容 「三組町倉庫新築整備工事」の事業概要及びスケジュールを説明するとともに、内容について、協議するもの。 ＜事業スケジュール＞ - 令和6年度 設計、自治会等協議 - 令和7、8年度 造成、改築、解体工事		
所管課	アセットマネジメント推進課、危機管理課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答（要旨）	
	①工事箇所付近は道が狭く、朝は通勤・通学で混雑する場所である。作業時間等を配慮して工事を進めてもらいたい。	①作業時間、工事車両の搬入ルート等、近隣住民に影響が出ないように配慮し計画を進めていく。	
	②三組町に倉庫が整備されることになった経緯について教えていただきたい。	②三組町に倉庫が整備されることになった経緯については、車両が出入りしにくい形状であるため来庁者が多い施設には不向きであり、また売却した場合の周辺への影響を考慮し、結果的に広域防災倉庫の必要性が高まったことから、倉庫を建設することに至った。	
	③広域防災倉庫と庁舎用保管庫を兼用するにあたり、個人情報を取り扱う書類等のセキュリティ対策について教えていただきたい。	③広域防災倉庫と庁舎用保管庫は完全に区域を分割する設計となっており、機械警備にて防犯対策を行う予定である。	

【令和6年11月27日開催】
中央区協議会(中地域分科会)資料

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	三組町倉庫新築整備工事について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○目的 ・三組駐車場及び測候所跡地一帯の市有地において、広域防災倉庫を新築することにより、課題となっている災害備蓄品の保管場所を確保する。この倉庫により概ね半径 4km 以内にある避難所の防災倉庫備蓄品を補完することを想定している。 ○背景 ・建築予定地の現状 駐車場部分は連絡車駐車場や廃車となった公用車の一時保管場所等に利用し、一部三組町自治会へ集会所及び多目的広場として貸付を行っている。 ○経緯 事業概要及び多目的広場の敷地の一部を倉庫敷地として使用する旨、自治会長等への説明を行った。 ・令和6年7月18日 高町自治会長 ・令和6年7月23日 三組町自治会長 ・令和6年7月23日 西地区連合会長				
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）				
内 容	「三組町倉庫新築整備工事」の事業概要及びスケジュールを説明するとともに、内容について、協議するもの。 事業スケジュール ・令和6年度 設計、自治会等協議 ・令和7、8年度 造成、改築、解体工事				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	アセットマネジメント推進課	担当者	内田 裕樹	電話	457-2278

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

三組町倉庫新築整備事業計画概要

1 計画概要

三組町の市有地に広域防災倉庫と庁舎用保管庫を兼用した倉庫を新築する。
倉庫新築のために測候所跡地を造成（切土）する。
既存の倉庫2棟のうち1棟は解体する。

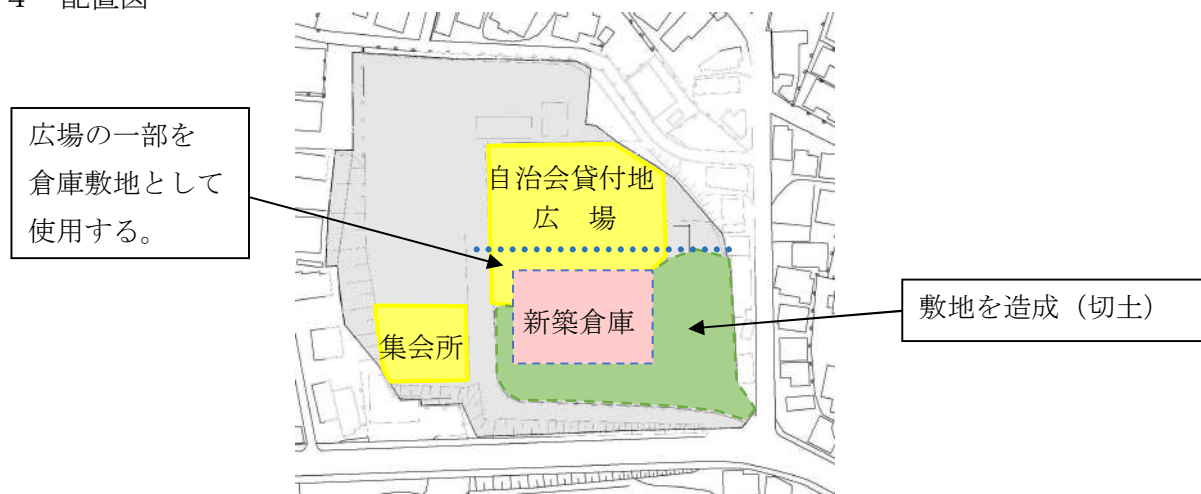
2 目的

新築する倉庫は、各避難所に配置している備蓄量を補完する役割を担う広域防災倉庫と市役所の物品・書類保管庫を兼用する。三組町の広域防災倉庫は、概ね半径4km以内にある避難所の防災倉庫備蓄品を補完することを想定している。

3 事業概要及びスケジュール

令和6年度	設計
令和7年度	敷地造成工事
令和8年度	倉庫新築、フェンス設置、既存倉庫解体工事

4 配置図



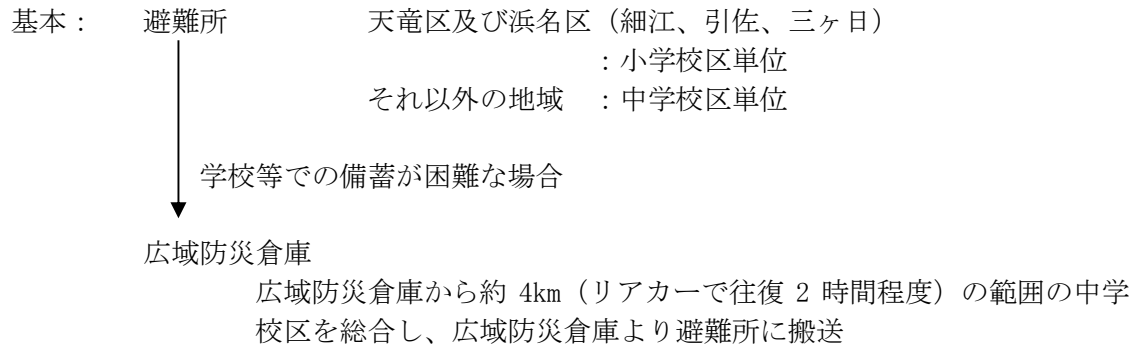
(担当)

浜松市アセットマネジメント推進課

庁舎車両グループ 鈴木和也、内田裕樹

TEL:053(457)2278 FAX:050(3730)0119

広域防災倉庫について



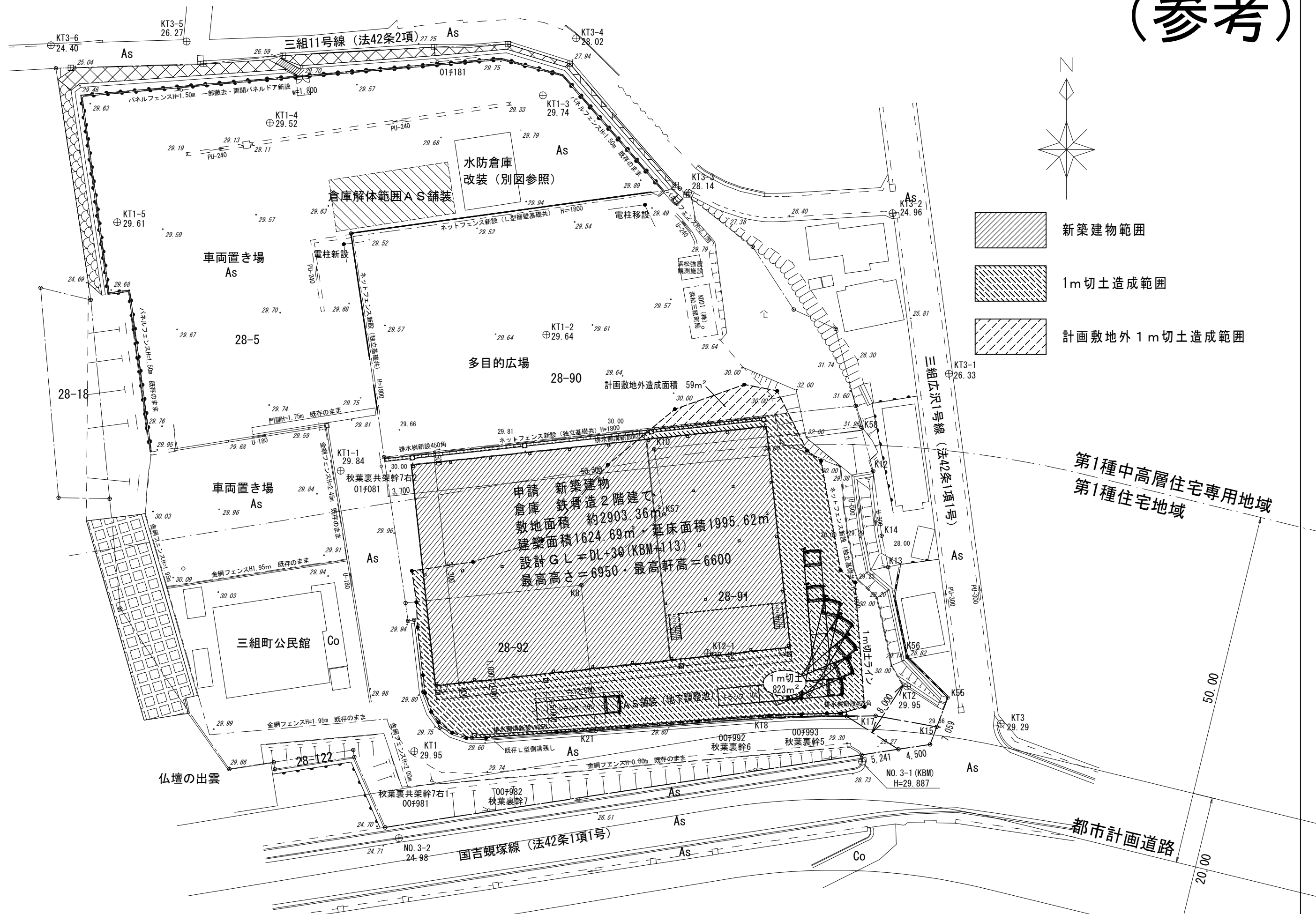
備蓄場所	備蓄内容
避難所、広域防災倉庫	1 日以内に必要で入手が困難なものを備蓄する ただし、輸送環境や予想される被害を踏まえる
津波避難施設（公共）	生命維持・情報伝達に必要なもののみを備蓄する



(図) 備蓄方法の考え方



(参考)



計画配置図

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年10月
内容	○背景 - 盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。 - 都道府県、政令市及び中核市で危険な盛土等を規制する区域を指定できることとなった。 ○内容 - 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の案並びに特定盛土等規制区域の許可対象となる盛土等の規模を宅地造成等工事規制区域と同一の規模にすることについて意見を伺うもの。		
所管課	土地政策課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①不法盛土を防ぐための初期対応を迅速に行うことが重要ではないか。 【中地域】	①初期対応を迅速に行うために法律の施行や通報手段の周知に努めていく。市民の方からの情報提供も初期対応において重要な情報となる。	
	②本件については、現地調査に加えて、地域住民の意見を丁寧に聴取した上で行っていただきたい。【東地域】	②市として巡視をしているが、地域住民からの情報提供があれば、迅速に現地調査を行い、是正勧告等の対応にあたっている。	
	③盛土の申請は、地主と施行者のどちらが行うのか。規制を作るのは良いが、罰則をしっかりと作ってほしい。【西地域】	③申請は工事主(発注者又は自ら工事をする者)が行う。違法行為があった場合の罰則について、従来より強化した内容が法に定められ、より抑止力のあるものとしている。	
	④盛土の許可は県と市どちらで行うのか。【南地域】	④県、政令指定都市、中核市が法の運用の主体となっており、浜松市域は浜松市が許可を行っていく。	

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	浜松市のみちづくり計画(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年10月
内容	○背景 - 近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや、人身交通事故件数ワースト1からの脱却が急務であること、橋梁など膨大な道路施設の予防保全型維持管理への本格転換が必要であることなど、道路を取り巻く環境の変化へ柔軟に対応する必要がある。 - 現行計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としているが、令和7年度から開始される「浜松市総合計画次期基本計画」との整合を図るために、2年前倒して更新するもの。 ○内容 - 令和7年度から令和16年度までの10年間の計画案について意見を伺うもの。		
所管課	道路企画課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①企業の工場等の進出に伴い交通に影響が出てからの対応ではなく、事前にどのような影響がでるか想定をしたうえで、策定してもらいたい。【中地域】	①大きな企業が進出する際は周辺への影響について庁内連携して対応している。この計画に基づきしっかり取り組んでいきたい。	
	②道幅の問題もあるが、交通量の多い一車線道路の交差点に右折レーンを設置すれば、新しく道路をつくるよりも安く簡単に交通渋滞が解消するのではないかと思う。【東地域】	②新しい道路の整備には時間と予算が必要となる。早期に効果がでる対策として交差点改良が有効である。近年は、様々なデータを取得できるため、効果的な対策をしっかりとやっていきたい。	
	③子供たちが自転車を利用する際、どこを走れば良いのか分かるよう周知・対策をしてほしい。【西地域】	③自転車通行区間の整備を進めるとともに、自転車の通行位置を示す路面標示などの周知にむけて、広報活動をしていきたい。	
	④計画は非常に立派にできているが、積み残した道路を先にやるべきではないか。【南地域】	④今回の計画は、全体の目指すべき方向性をまとめるものである。個別道路について、災害対策、利便性の向上等、必要な整備を見極めながら、現行計画のプログラムも含めて、新たな道路整備プログラムを作成していく。	

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	第3次浜松市中山間地域振興計画(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年11月
内容	○背景 ・ 現行計画では「ひとつの浜松で築く中山間地域の未来」という基本理念のもと、中山間地域の活性化や地域経済の振興、人口の定着などを目指し、事業に取り組んできた。 ・ 現行計画が令和6年度末に終期を迎えることから、計画の更新を行う。 ○内容 ・ 令和7年度から令和11年度までの5年間の計画案について意見を伺うもの。		
所管課	市民協働・地域政策課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①働く場の充実が、子育てがしやすい環境づくりにつながっていくと思う。計画(案)の取り組みの実現に期待したい。【中地域】	①主要施策が個別の施策にとどまることなく、有機的に連携していくことが重要であると考えている。また、庁内連携組織で意見交換をしながら施策の検討を進めていきたい。	
	②林業従事者を増やすには課題が多いと感じるが、現状はどうなっているか。【東地域】	②現在も林業従事者の数は減少している。歴史ある中山間地域の林業の火を絶やさぬよう、組合等への支援や振興策を実施していく。	
	③主要施策15「儲かる林業への進化」について、森林管理の機械化についてどのように考えているのか。【西地域】	③計画本体の事業一覧や「浜松市森林・林業ビジョン」をご確認いただきたい。機械化については、パブリック・コメントのご意見として捉え、所管課に確認した上で、回答する。	
	④浜松市への移住者に対する条件付きの助成金があると聞いた。静岡市で高額な助成金が提示された聞いたが、いかがか。【南地域】	④静岡市について、条件付きで助成金の上限が引き上げられたと聞いている。浜松市については、「ウェルカム集落」など中山間地域に対する制度を充実させている。	

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告(令和7年2月)

件名	浜松市上下水道基本計画(案)【骨子】のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年11月
内容	○背景 - 今後、人口減少による料金収入等の減少に加え、水道と下水道の両方の機能を確保し、災害時においても従前どおり水の使用を可能とする上下水道施設の耐震化や、耐用年数を超過する老朽管更新などの事務量が増加すると見込んでいる。 - 平成28年3月に策定した「浜松市水道事業ビジョン」及び「浜松市下水道ビジョン」は令和6年度までを計画期間としており、本市の上下水道事業が目指す方向や取組内容などを上下水道一体のものとして次期計画を策定する。 ○内容 - 令和7年度から令和16年度までの10年間の計画案について意見を伺うもの。		
所管課	上下水道総務課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①水道管の老朽化について、地震が発生した場合を想定した対策をしているのか。【中地域】	①現在、国の策定要請を受けて浜松市上下水道耐震化計画を策定している。計画内容については、避難所、防災拠点に入る水道管、出ていく下水道管を一体的に耐震化していくものである。計画を策定後、達成に向けて、令和7年度以降実施していく予定である。	
	②料金改定実施の基準を教えてください。【東地域】	②令和4年度と令和5年度の水道事業会計の決算が赤字になっており、現在の事業量を確保したままでは令和8年には資金が不足する見込みであることなどを踏まえ、現在、料金改定を検討している。	
	③電気のように水道においても自動検針を導入する考えはないか。【西地域】	③昨年度から今年度にかけて中山間地域でスマートメーターを活用した実証実験を行った。正確性や効果を見極め、今後の導入について検討する。	
	④原水が濁ることで飲料水の安全性は問題ないか。【南地域】	④水道法の基準に則った水質を確認したうえで給水しているため、原水の濁りに関係なく安全な水道水をご使用いただける。	

(東・西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年11月
内容	○背景 ・ 犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定している。 ・ 現行計画が令和6年度末に終期を迎えることから、計画の更新を行う。 ○内容 ・ 直近の犯罪動向を踏まえた令和7年度から令和16年度までの10年間の計画案について意見を伺うもの。		
所管課	市民生活課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①概要版に記載のある「自主的防犯活動団体」とはどのようなものか具体例を教えてください。【東地域】	①本市では、「地区安全会議」が該当する。中学校区ごとに自治会等地域の団体を中心に組織され、令和6年4月現在、57団体が設立されている。	
	②見通しの悪い場所や使っていない家屋等への対応など犯罪防止につながるような環境整備を行ってほしい。【西地域】	②環境整備については、基本方針4に定めている。要望については関係課と共有する。	
	③「子供の安全確保」に、親の子供に対する暴力や陰湿ないじめに対する項目を入れてほしい。【西地域】	③基本方針4(4)「DV(配偶者等からの暴力)防止の啓発」に含まれている。	

(東・西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年11月
内容	○背景 - すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画を策定する。 - 現行計画が令和6年度末に終期を迎えることから、計画の更新を行う。 ○内容 - 令和7年度から令和11年度までの計画案について意見を伺うもの。		
所管課	UD・男女共同参画課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①企業等では男女共同参画がかなり進展しているように思う。女性の地位向上がクローズアップされ、かえって男性が肩身の狭い思いをする状況もある。男性も女性も平等に協力する社会になってほしい。【東地域】	①説明の中では女性の施策が目立ってしまったが、「ジェンダー平等」の実現のための計画であり、男性に関する施策も含むものである。	
	②この計画は誰に対するものか。【西地域】	②本計画は、市民、事業者、自治会等の皆さんに協力をお願いし、進めていく。	
	③性的マイノリティに対する配慮・施策は計画に含まれているか。【西地域】	③施策の方向性(18)「性の多様性の理解促進」に含まれている。	

(東・西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	第3次浜松市環境基本計画(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年11月
内容	○背景 ・ 気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染等の環境問題は深刻化しており、世界的な課題となっている。 ・ 現行計画が令和6年度末に終期を迎えることから、計画の更新を行う。 ○内容 ・ 令和7年度から令和16年度までの計画案について意見を伺うもの。		
所管課	環境政策課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①生活の中でどのような取り組みが重要かポイントを押さえて教えてもらえると、市民に環境保全の意識が浸透するのではないだろうか。【東地域】	①環境学習指導員を学校等に派遣し、移動環境教室を実施している。また、啓発チラシ等を配布し広報に努めている。	
	②マイクロプラスチック問題に関してはどうような取り組みが行われているか。【東地域】	②毎年、遠州灘海岸や浜名湖で市民協働による海岸清掃活動を実施している。また、プラスチックの回収とともに、発生抑制のためペットボトルの販売数を減らす取り組みを行っている。	
	③事前質問の回答にて「PFASについて必要な対応を実施する」とあるが、必要な対応とは何か。【西地域】	③水質保全部局にて、今後最善の対策をしていく。本計画内では具体的な方策までは謳っていない。「水環境の保全対策」の中で具体的な方向性を示して、実施計画にて、それに基づく対策を実施していく。	
	④市内に多く設置されている太陽光パネルが、いずれ産業廃棄物となり、処分が必要となることを課題と捉えてほしい。【西地域】	④(意見)	

(西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和 7 年 2 月)

件名	浜松市公共施設等総合管理計画 (案) のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和 6 年 11 月
内容	○背景 - 建設物価が急激に上昇したことで将来の改修・更新経費の見込みが過少となり、実績値が計画値を大幅に上回る結果となったことから、計画の内容及び目標値の再検討が必要である。 - 現行計画は平成 27 年度から令和 6 年度までを計画期間としており、本年度末に終期を迎えることから、計画の更新を行う。 ○内容 - 令和 7 年度から令和 16 年度までの計画案について意見を伺うもの。		
所管課	アセットマネジメント推進課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答 (要旨)	
	①中山間地域の橋梁やトンネルの維持についてはどのように考えているのか。 【西地域】	①リスクベースメンテナンスの考え方に基つき、優先順位を決めて対応する。	
	②現行計画の達成率は何%か。【西地域】	②タテモノ資産が達成率 84%、インフラ資産が 107.4%である。現在の計画は、平成 27 年策定当時の建設単価でみているため、比率が高くなっている。現在の物価上昇を加味して計算し直すと、タテモノ資産が 62.5%、インフラ整備が 87.4%という状況になる。	

(西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	浜松市スポーツ推進ビジョン（第3期浜松市スポーツ推進計画）（案）のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年11月
内容	○背景 - 近年スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、健康の維持増進に加え、経済成長の牽引、インクルーシブ社会の実現など、スポーツに求められる役割も多様化している。 - 現行計画は平成31年度から令和6年度までを計画期間としており、本年度末に終期を迎えることから、計画の更新を行う。 ○内容 - 令和7年度から令和11年度までの計画案について意見を伺うもの。		
所管課	スポーツ振興課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答（要旨）	
	①スポーツ競技で使用する公園の管理は、スポーツ振興課の所管ではないのか。 【西地域】	①公園の中にある体育館等の施設をスポーツ振興課が管理していたりするため、少し分かり辛い部分はある。公園課や公園管理事務所と連携を図るとともに、管理体制の検討も必要と考えている。	
	②小・中学校の部活動が、スポーツの入口として非常に機能していた。部活動の地域移行により運動の機会が減る子供たちが、スポーツを楽しめるよう市として支援してほしい。【西地域】	②部活動の地域移行は、教育委員会が主体となり検討を進めている。スポーツ振興課としても、地域の皆様や民間企業などにご協力いただきながら、なるべく現状と変わらずスポーツする機会が維持できるよう検討したい。	
	③プールなど学校の運動施設老朽化に伴い、外部施設の活用が始まっていると思うが、移動時間等、教師や生徒に負担がかかる点についてどのように考えているのか。【西地域】	③ハード面での対応は教育施設課が所管となる。ソフト面での対応として、公営プールの活用や、教職員の負担軽減の方法について検討している。	

(西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和 7 年 2 月)

件名	浜松市農業振興ビジョン(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和 6 年 11 月
内容	○背景 ・ 本市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市が目指すべき将来像を実現するために策定している。 ・ 現行計画が令和 6 年度末に終期を迎えることから、計画の更新を行う。 ○内容 ・ 令和 7 年度から令和 16 年度までの計画案について意見を伺うもの。		
所管課	農業水産課		
質問 ・ 回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①廃棄される B 級品についても安く売れるような、市の働きかけ等があるとよい。【西地域】	①規格外品については、ファーマーズマーケットや無人販売所等で販売されており、その流れも検討していきたいと考えている。	
	②農作物に災害による被害が出た際、農業従事者への支援はどうなっているか。【西地域】	②大きな被害が出た際に国の支援を活用した事例はある。被害規模に応じては、国・県・市での対応も考えられるが、基本的には個人加入の施設保険等での対応をお願いしている。	

(東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	浜松市川づくり計画(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和6年10月
内容	○背景 - 川づくり計画は、治水や河川利用、自然環境に関する様々な課題に対し、市が比較的大きな一級、二級河川を管理する国や静岡県と連携した整備を行うための計画である。 - 現行計画策定から10年以上が経過し、近年の気候変動の影響により激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、安全で安心して暮らせる川づくりの実現を目指し、計画の更新を行う。 ○内容 - 令和7年度から令和16年度までの10年間の計画案について意見を伺うもの。		
所管課	河川課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①天竜川の洪水浸水想定区域図を知らなかった。市民への周知が十分にされていない可能性があると感じた。ぜひ積極的に周知し、減災に向けて自助の意識を高められればと思う。【東地域】	①以前は、洪水浸水想定区域図や避難所等の防災情報を掲載した洪水マップを世帯に1部ずつ配布していたが、内容の更新が必要になることが多く、現在はホームページ上に各種情報を網羅した「浜松市防災マップ」を公開している。ぜひ一度ご確認いただきたい。	
	②川づくりの方針にある計画規模「50年確率規模」、「30年確率規模」の整備で、激甚化する昨今の豪雨災害に対応できるのか。【西地域】	②実際に計画規模を超える50年確率規模以上の雨が降っている。河川整備は一朝一夕ではできないため、流域治水という考え方も取り入れ、水害対策をしていく。	
	③県の学校が河川氾濫のリスクが高い地域に移転するという話を聞いた。浜松市の「リスクが低い地域へ移転」という考えと反しないか。【南地域】	③流域治水という大きな考え方の中には、住まい方の工夫という思考もある。今までは、河川のハード面で治水に対応してきたが、床を50センチメートル上げたりするなどの工夫で回避できる場所もあると思う。好条件の場所に移転できることが良いが、工夫してリスクを回避することが必要だと考える。	

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和 7 年 2 月)

件名	浜松市こども計画(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和 6 年 12 月
内容	○背景 - 令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行され、同法第 10 条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画の策定に努めることとされた。 「第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン子どもの未来サポートプロジェクト (浜松市子どもの貧困対策計画)」が令和 6 年度で終期を迎えるため、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして新たに策定する。 ○内容 - 令和 7 年度から令和 11 年度までの計画案について意見を伺うもの。		
所管課	こども若者政策課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答 (要旨)	
	①計画案を策定するにあたり、子供・若者等にアンケート調査や、聞き取り調査を実施しているとあるが、アンケート調査の項目作成や聞き取りの方法について、職員をスキルアップさせる取り組みはしているのか。【中地域】	①こども基本法の中で、計画の策定、施策の実施においては、子供等の意見を聞くことが定められている。市としてもアンケート、聞き取りを行っている。職員のスキルアップについては、国から示されているガイドラインを参考に取り組む。	
	②「Ⅱ ライフステージ別の施策」の「施策 2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備」は、具体的にどのようなことを行うのか。【東地域】	②校外まなびの教室等の運営や民間のフリースクールとの連携により、学びの場の多様化に努めていく。	
	③色々な場面で、【子供・若者】と記載がありますが、「子供」と「若者」の定義を教えてください。【西地域】	③【子供】は、心身の発達の過程にあるものとし、一定の年齢上限を定めていない。【若者】は、思春期(13～18 歳)・青年期(19～29 歳。施策によってポスト青年期[30～39 歳])としている。 ※計画本編 P2 掲載	
	④資料について、横文字が多いが、計画に注釈等はあるのか。【南地域】	④計画本編について、注釈や末尾に用語集をつけるなど、対応したい。	

(南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和7年2月)

件名	(仮称)江之島ビーチコート整備・運営事業について	開催月	令和6年10月
内容	○背景 ・平成30年度に策定した「ビーチ・マリンスポーツ事業計画」において、江之島地区を「大会誘致ゾーン」に位置付け、国内最大級のビーチコート整備を進めている。 ・国際大会、全国大会等のビーチスポーツ利用をはじめ、幅広く公園利用者の活用を促すことで、地域活性化や交流人口拡大に寄与する施設整備を目指している。 ○内容 ・令和6年5月31日に実施した、設計から施工・運営・維持管理を一括で発注するDBO方式による入札公告を行ったが不調に終わったため、予定している令和9年9月に間に合うように令和7年3月の公告に向けて事業を進めていくことについて報告するもの。		
所管課	スポーツ振興課		
質問・回答	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①参加表明の事業者がないとのことだが、計画や予算への影響はないのか。	①当初スケジュール(令和9年9月供用開始)に照準を絞る。これまでの民間等とのヒアリングから基本計画の仕様が過剰ではないかという意見があるため、一旦は規模の見直しを行い、予算を縮小する。 国際大会が可能なコンセプトは維持しつつ、供用開始時点での規模は縮小となるが、単純に縮小するのではなく、将来的に段階的に拡張できるよう検討していく。	
	②南地域はプールがなく、子供たちが水遊びをする場所がない。新しいビーチコートは、スポーツ専門の施設にするのではなく、家族で行くことができるよう、子供の水遊び場等を設置してほしい。	②幅広く公園利用者の活用を促すため、水遊びをする場所の設置を検討している。	

【令和6年10月9日開催】
中央区協議会(南地域分科会)資料

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項				
件 名	(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業について (報告)				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	平成 30 年度に策定した「ビーチ・マリンスポーツ事業計画」において、江之島地区を「大会誘致ゾーン」に位置付け、国内最大級のビーチコート整備を進めている。国際大会、全国大会、ナショナルチームの強化合宿などのビーチスポーツ利用をはじめ、幅広く公園利用者の活用を促すことで、地域活性化や交流人口拡大に寄与する施設整備を目指す。 《経緯》 令和 2 年度 基本計画策定業務 令和 3 年度 基本設計業務 令和 4 年度 事業手法検討業務 令和 5 年度～ アドバイザリー業務 (公告資料作成等)				
対象の区協議会	中央区協議会 (南地域分科会)				
内 容	令和 6 年 5 月 31 日に、設計から施工・運営・維持管理を一括で発注する DBO 方式による入札公告を行ったが、入札不調に終わった。 予定している令和 9 年 9 月供用開始に間に合うよう、今年度は事業規模の見直し及び事業手法の検討を行い、来年 3 月の公告に向けて事業を進めていく。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	スポーツ振興課	担当者	寺田	電話	457-2421

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業について (報告)

1 経過

- ・令和 6 年 5 月 31 日に本事業の公募資料を公告
- ・参加表明締切日 (7 月 8 日) までに参加表明した事業者は無し

2 原因分析

- ・スポーツ施設等の建設ラッシュ等により事業者の確保が困難 (設計)
- ・人員不足、資材高騰により事業費の更なる増額への懸念 (建設)
- ・ビーチコート施設の規模が全国でも事例がないため、事業者側での収支の見込が困難 (運営)

3 方向性

当初スケジュールの開設 (令和 9 年 9 月供用開始) を最優先に、総合的に判断し規模や事業手法を再検討する。

4 スケジュール

- 令和 6 年 9 月～ 事業規模の見直し、発注方式の再検討
- 令和 7 年 3 月～ 公募資料の公告及び事業者選定

《参考》昨年の南区協議会説明資料

令和 5 年 6 月 2 3 日
市民部スポーツ振興課

江之島ビーチコート整備事業手法検討について

1. 調査報告（最終）

（1）ヒアリング調査

ヒアリング先	件数	内容
民間事業者	15 件	事業手法等への意見や参画意向等を調査
ビーチスポーツ競技団体	5 件	利用状況や本事業への意見・要望を調査
ビーチコート施設	4 件	維持管理や運営業務におけるノウハウ等を把握
類似施設（アーバンスポーツ）	4 件	ビーチコートと類似した施設を調査し、運営状況等を把握

◎ 民間事業者からは、参画を前向きに検討すると意見が寄せられた。

《主な意見》

- ⇒解体工事を本事業に含めた方が、コスト削減、工事の調整が容易となるメリットがある。
- ⇒企業単体での大会誘致は難しいため、ビーチスポーツ競技団体との連携が必要になる。
- ⇒運営について、15 年など長期間で公募するならば、参入する価値がある。

（2）事業手法の検討

上記のヒアリング調査結果を踏まえつつ、市側、民間側のメリット・デメリットを整理し、最適な事業手法を検討した。

◎ 設計・解体・施工・運営を一括で発注する方式を想定

⇒民間事業者の自らの創意工夫やノウハウを最大限に発揮することができる。

（3）想定スケジュール

2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	アドバイザー期間			
		既存施設解体		
		実施設計		
		建設		
		◎サブコート仮稼働		◎完全オープン

■ 施設整備概要

・本事業では浜松市におけるビーチスポーツの聖地実現を目指し、5種目のビーチスポーツの競技環境を備えた拠点となる施設の整備によって、競技のすそ野拡大、親戚環境整備、スポーツ人材の育成等を目的とする。

メインスタンド棟を中心とした国際大会が開催可能な施設整備を行うことで、浜松から世界・人・地域を結ぶ、日本唯一のビーチスタジアムを実現する。

■ 建築施設概要

新設建物	メインスタンド	①管理棟
用途	観客席	その他
建築面積	1,920.3㎡	624.7㎡
延床面積	4,255㎡	1,106㎡
新築	3階建	2階建
高さ	19.00m	3.50m
収容人員	1,750人	144人
総面積	1,400㎡	—

■ 競技コート数概要

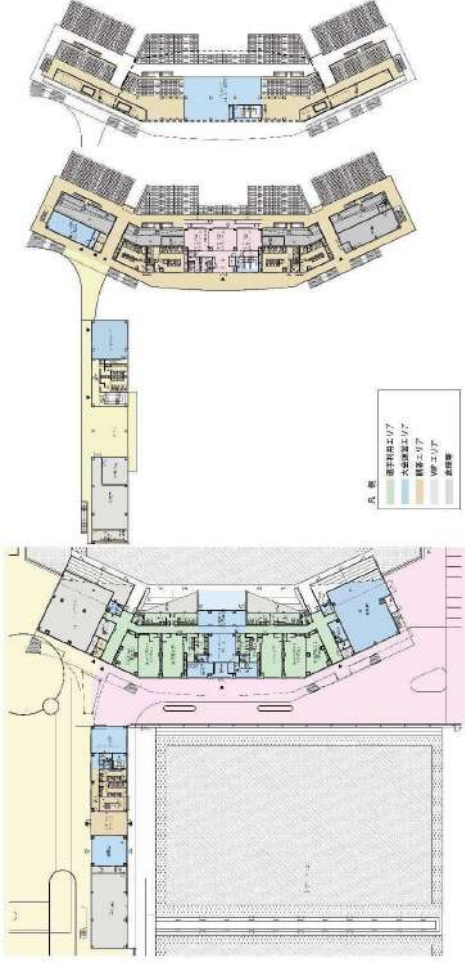
種目	エリア	センターコート	サブコート1	サブコート2
ビーチバレー		6面	4面	4面
ビーチサッカー		2面	1面	1面
ビーチハンドボール		3面	2面	2面
ビーチラグビー		2面	1面	1面
ビーチテニス		6面	4面	4面



配置図



計画イメージ図



計画平面図

